

令和5年11月定例会 総務委員会（事前）

令和5年11月27日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（13時36分）

これより経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料（その2））

- 議案第5号 職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 徳島県部等設置条例の一部改正について
- 議案第7号 知事の退職手当の特例に関する条例の制定について
- 議案第8号 徳島県税条例等の一部改正について
- 議案第10号 徳島県公告式条例の一部改正について
- 議案第13号 教育用パソコンの購入契約について
- 議案第14号 当せん金付証券の発売について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について（資料1）

梅田経営戦略部長

はじめに、提出予定案件の全体状況について御説明いたします。

11月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、令和5年11月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は議案19件及び報告3件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第3号までの3件、条例案が第4号から第10号までの7件、契約議案が第11号から第13号までの3件、その他の議案が第14号から第19号までの6件であり、そのうち第15号から第17号までが公の施設の指定管理者の指定についてであります。

報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、議案第5号から第8号及び第10号の条例案、議案第13号の契約議案、議案第14号のその他の議案、また報告第1号でございます。詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告等に基づく一般職の給与の取扱いや特別職の期末手当の改正につきましては、今議会中の追加提案に向け準備中であり、質問日2日目一般質問の日に追加提出ができるよう、速やかに必要な

給与関係議案を調製を進めてまいりたいと考えております。

まず、第1号及び第2号の一般会計補正予算につきましては、お手元の令和5年度11月補正予算案の概要を御覧いただきたいと存じます。

1 ページを御覧ください。

1、編成方針に記載のとおり、今回の補正予算案につきましては、未来に引き継げる徳島の実現に向け、「徳島新未来創生」政策集の具現化を加速するほか、喫緊の課題に迅速に対応するため、四つの柱により編成いたしました。

一つ目は、県立学校一人1台端末故障への対応として、不足する台数の調達に取り組みます。

二つ目は、こどもまんなか社会実現への取組として、こども関連施策の推進に必要な安定的な財源確保のための新たな基金の創設、子供の脊柱側弯症を早期に発見するための検査機器を用いた検診の導入に向けた体制整備に取り組みます。

三つ目は、国際線誘致の加速として、年度内の国際線就航を目指し、航空会社への運航支援や誘客に必要なプロモーション、空港環境整備及び空港業務を担う人材確保、育成に係る支援、県内宿泊促進及び認知度向上に取り組みます。

四つ目は、大阪・関西万博に向けた取組として、大阪・関西万博における関西パビリオン内の本県展示スペース、徳島パビリオンに係る実施設計、徳島パビリオンで放映する映像コンテンツの制作に向けた映像素材の撮影に取り組みます。

また、補正予算の規模といたしましては、2、11月補正予算規模の合計欄のとおり、補正額としては12億1,060万円となっております。

このうち補正予算第5号が7,200万円で、早期に実施が必要な県立学校一人1台端末故障への対応に係るものであります。

補正予算第6号はこれ以外の予算であり、11億3,860万円となっております。

なお、補正予算第5号につきましては迅速な事業実施が必要なことから、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料2 ページを御覧ください。

今回の補正に係る歳入であります。上段表（1）に記載のとおり、繰越金におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段表（2）に記載のとおり、総務費から衛生費、商工費及び教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3 ページに記載のとおりでございます。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）に基づきまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を説明申し上げます。

3 ページを御覧ください。

1、その他の議案等でございます。

（1）条例案として、職員の旅費に関する条例の一部改正につきましては、他の都道府県の状況に鑑み、新たに採用された職員に対し、赴任に係る旅費を支給することとするものであります。

4 ページを御覧ください。

徳島県部等設置条例の一部改正につきましては、県政の重要課題に総合的かつ的確に対応するため、新たに知事直轄組織を設置するなど令和6年度の組織再編に向けた所要の改正を行うものであります。

5ページを御覧ください。

知事の退職手当の特例に関する条例につきましては、現在の任期に係る知事の退職手当を支給しないこととするため、特例措置を設けるものであります。

6ページを御覧ください。

徳島県税条例等の一部改正につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税の賦課徴収の開始に伴い、個人の県民税の賦課徴収に関し、市町村長が報告すべき事項について所要の改正を行うものであります。

7ページを御覧ください。

徳島県公告式条例の一部改正につきましては、公文書の電子的管理の推進及び業務の効率化に資するため、規則その他の規程の公布又は公表に係る規定について所要の改正を行うものであります。

8ページを御覧ください。

(2) 物品購入契約につきましては、教育用パソコンを購入するものであり、契約金額は5,004万7,800円、契約の相手方は四国通建株式会社徳島支店となっております。

続きまして、(3) 当せん金付証券の発売についてでございます。

令和6年度における当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法第4条の規定により、その限度額について議決をお願いするものであります。

9ページを御覧ください。

(4) 専決処分 of 報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分でございます、1件でございます。

吉野川市在住の方と賠償金2万6,378円で和解したものでございます。

事故の内容は、令和5年4月18日に県車両が走行中、路上を横断しようとした相手方と接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底につきましては、事故発生所属において研修を実施するとともに、所属長等から事故原因についてヒアリングを行い、再発防止について指示したところであります。

また、職員の交通安全への意識を高めるため、9月から10月にかけて、eラーニングシステムによる交通安全研修2023を実施するとともに、全庁に対し、交通事故防止について改めて注意喚起の通知を行いました。

今後とも、職員の交通安全意識の高揚と交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、1点御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。

議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額についてでございます。

特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき、本審議会において、議員報酬並びに知事

及び副知事の給料の額について審議いただいたところ、去る11月17日に答申がございましたので御報告いたします。

1、報酬及び給料の額を御覧ください。

知事が130万円、副知事が99万円、議長が95万円、副議長が86万円、議員が81万円となっており、現行の額で据え置きとなっております。

また、2、附帯意見として、（1）審議会の在り方については、本審議会を定期的開催すべきとの御意見、（2）減額措置についてとして、長期にわたり継続してきた報酬等の独自の減額措置を終了すべきとの御意見を頂いたところです。

なお、近年、11月議会に提出しております知事等特別職の給料減額措置の取扱いについては、頂いた答申を踏まえ、現在検討しているところです。

経営戦略部・監察局・出納局関係の報告は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

議案に出ている知事退職金の条例について伺います。

今任期に限る条例なのですか。それとも、今回作ったら、知事が再選されると、また同じように適用されるのですか。

それとも、知事が3期までとおっしゃっていますけれども、3期終わった時点でなくなるのですか。どういう条例かちょっと説明してください。

山名職員厚生課長

扶川委員より、知事等の退職手当の特例に関する条例につきまして御質問を頂いております。

本定例会において、提案を行っております知事の退職手当の特例に関する条例案につきましては、国会議員と同様に退職手当は不要であるとの知事御自身の思いを幅広く県民の皆様に向けて具現化するため、令和5年5月18日において知事であった者には、任期に係る退職手当を支給しないとして、適用対象を現職の知事としております。

このため、現職知事以外が就任した場合には、自動的に条例が廃止されるものではないでございますけれども、適用される者がいないため、事実上効力は生じないこととなっております。

扶川委員

今、退職金金額というのは1任期で幾らですか。

山名職員厚生課長

扶川委員より、知事の退職手当の金額についての御質問でございます。

知事が1期4年の任期を務めた場合に支給される退職金は3,120万円でございます。

扶川委員

1回任期が終わるごと、改選前に払われるのですね。

山名職員厚生課長

扶川委員より御質問を頂いた件については、お見込みのとおりでございます。

扶川委員

今回は、条例化しておかないと、一旦受け取った退職金は返すことはできないから、パフォーマンスなどという言い方はされないと思います。

しかし私は、なぜ今の知事に限定するのか、理由が分かりません。

そもそも民間であると、退職金というのは功労に依るという意味と、社員を会社に引き留める役割、たくさんボーナスがありますよという話ですよ。それと、賃金を後払いして、退職後の生活に使う資金のために預かっているという意味があると言われております。どちらの意味でも、固定した知事の退職金は要らないと思います。功労というのであったら、知事それぞれに功労には大小ありまして、評価が変わります。知事に当選したということ自体が功労なのではありません。そんなものは測れないし、そもそも何十年も知事をするわけでもないのです。それなのに、たった4年やったら3,000万円はおかしい。県民は普通そう思うと思います。

また、政治家というのは、お金目当てにやっているものではありません。高い給料や退職金がもらえるからどんどん知事の候補者が出てきたりすると、質が下がります。そんな知事が県民の役に立つはずがありません。それでも、4年の任期が終わって選挙に出るにはたくさんお金が掛かるから、次も引き続き知事をやるのなら、1任期ごとに退職金が必要だという考え方もあるかも知れません。

しかし、先日、私は今の知事の政治資金パーティーに出ましたが、大変な人数でございました。会費が2万円ですから、1,500人だったら3,000万円でしょう。経費を差し引いても相当なお金が一回で集まる。毎年開けば、それで次の選挙はできるではありませんか。実際、前の知事は政治資金収支報告書を見ますと、相当なお金をためておられました。そうじゃないですか。

ですから、私はそもそも知事に退職金なんか要らないと思います。退職金条例は廃止すべきだと。そうすると、今後新たな条例を作るのではなくて、知事の退職金そのものをなくすることができるのではありませんか。そのようにしたらどうかと思うのですが、いかがですか。

山名職員厚生課長

扶川委員より、御質問を頂いております。

知事の退職手当につきましては、地方自治法第204条第2項、第3項の規定によりまして、地方公務員と同様に支給することができることとなっております。退職手当の額並

びにその支給方法は各地方自治体において、条例により定めることとされております。

この度、本定例会において提案をさせていただいております条例案につきましては、令和5年5月18日より知事だった者には、任期に係る退職手当を支給しないという条例を制定するものとして提案させていただいております。御理解を頂けたらと思っております。

扶川委員

知事の意向なのでしょうからそれ以上言いませんけど、私の意見としては廃止すべきだと思っております。

次に、ラブドールの問題をお尋ねします。

さきに県が偽造公文書作成及び行使で告発した件は、その後どのようなようになっておりますか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、県が告発した事案のその後について御質問いただきました。

現在、警察で捜査が行われているものと認識しております。現時点で申し上げられることはございませんが、今後の動向を注視いたしまして、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

この同じ職員が、県が誇る藍染製品をラブドール、言うなれば極めて精巧な、まるで人間のよう形をした性行為の対象とする道具であります。これに着せて、県の事業で展示していたことが分かりました。

確かに顔もスタイルも美しくできているのでしょうけれども、逆にそんなにリアルでセクシャルな人形でしたら、着物より人形のほうに注目してしまうのではないのですか。効果がありません。

そんなものに38万円も掛けて藍染めを展示しなくていいです。差額は無駄遣いですし、今回成人用の性玩具に藍染めを着せて展示したことによって、それが報道もされましたし、藍染めの県外へのアピールどころか、県のアピール活動そのものについて、いい加減なものだなという信用を落とすことになりました。これも、公務員としてあるまじき信用失墜行為に当たるのではありませんか。どのようにお考えですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、成人用玩具の人形を県のイベントで使用したことについて、信用失墜行為に当たるのではないかと御質問を頂いたところでございます。

報道を受けまして、現在当該事業についての調査を行っているところでございまして、現時点でお答えできる状況にはございませんが、調査の結果を踏まえまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

扶川委員

その調査の際に検討してほしいのですが、事業費の明細や企画書を頂きましたけれど

も、マネキンを使うということになっています。マネキンというのは、デパートに立っているものです。ラブドールと書いてないんです。これも一種の書類の偽造ではありませんか。

無駄遣いと書類の偽造、その結果、県職員の信用を失墜させた、これら全ての件について、人事課は不適切な行為だと認識すべきであり、それを踏まえた新たな処分を検討すべきだと思いますが、書類の偽造ではないかということについては、どのようにお考えですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より御質問いただきました。

繰り返しになりますが、現時点ではお答えできる状況にはございません。調査の結果を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

扶川委員

私は、これは許せない行為だと思うので、自分で監査事務局に住民監査請求を出しました。というのも、委員会の流れの都合で経済委員会に参加できませんので、議論できないので自分でやってしまったわけです。

処分する担当課としても、この事業の担当課からちゃんと報告を受けて調査をして、その上で損害賠償請求も含めて、きちんとした対処をしていただくようお願いをしたいのですが、どうですか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、しっかり処分をと御質問を頂きました。

住民監査請求が行われたということですが、住民監査請求に関しましては、所管部局において適正に処理されるものと認識しております。

状況に応じて、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

沢本委員

今定例会に、こども未来基金の創設が提案されておりますが、重要施策の推進、実現には、基金を立てて効果的に執行していただくということが大事かと思っております。

令和4年度の決算によりますと、財政調整的基金が前年度比94億円増の1,000億円を超える一方で、県債残高、臨時財政対策債等を除く分でございますが、前年度比で50億円減って4,458億円となっております。

財政構造改革基本方針、令和2年から4年度におけます改革目標によりますと、県債残高4,800億円未満、財政調整的基金残高は800億円以上となっておりますが、それと比較しますと、県債残高が340億円下回っておりまして、財政調整的基金につきましては200億円以上上回っている状況であります。大幅な財政改善が図られており、財政健全化は着実に達成されていると感じております。

そのような状況を踏まえて、財政調整的基金の現状につきまして、県のほうではどのよ

うに分析をされておりますか。お伺いいたしたいと思います。

#### 福岡財政課長

委員から、財政調整的基金についての御質問を頂いてございます。

これまで、財政構造改革に取り組んできたところでございまして、投資的経費の重点化はもとより、外部資金の獲得など創意工夫を凝らして、全庁を挙げた歳入歳出改革を行ってきたというところでございます。

また、災害への対応であったり、原油・物価高騰への対応などにつきましても、本県並びに全国知事会から政策提言などを行うことによりまして、有利な地方債制度の継続であったりとか交付金の確保、こういった成果も現れたところでございます。

そこで、財政調整的基金についての受け止めでございますが、委員お話しのとおり、令和4年度末までの目標を800億円堅持としておったところ、堅調に推移した県税収入であったり、前年度の決算剰余金、こういったところを活用いたしまして積立てを行ってきたところでございまして、1,000億円を確保するなど、財政健全化を図ってきたところでございます。

こうしたことで、将来に向けての安定的な財政基盤を強化することができたと考えてございます。

#### 沢本委員

目標を200億円以上上回っております。この財政調整的基金の今後の使い道をどのようにお考えなのか、お伺いできたらと思います。

#### 福岡財政課長

今後の財政調整的基金について、御質問を頂いてございます。

現下の原油価格・物価高騰への迅速な対応であったり、県政発展の礎となる大規模プロジェクトの着実な実施、また税収や地方交付税の急激な減少などの課題に対応するために、柔軟に対応できる財源を確保することが重要と考えてございます。

こうした喫緊の政策課題に機動的に対応できるよう、将来の財政負担に備えておると考えてございます。

#### 沢本委員

大規模プロジェクトも控えておりますし、子供中心の重要な施策もございまして、有効に活用いただけたらと思います。

#### 坂口委員

坂口でございます。

先ほどの御説明の中に、議会の議員の報酬について審議会のほうで答申がありましたという御報告を頂きました。

減額措置について、本来の報酬を受け取るべきであるという内容ではございました。

私個人的には、今年初めて当選させていただいたので、減額しているというところで、

なぜ減額になっているかというところについて、再度教えていただければと思います。

眞貝委員長

小休します。（14時02分）

眞貝委員長

再開します。（14時02分）

（「結構です」と言う者あり）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時02分）